

保険課からのお知らせ

医師・看護師・介護福祉士を目指す人を応援します

医学生奨学金、看護師・介護福祉士 養成奨学金

地域の医療・福祉の向上を図るため、市内の医療機関や福祉施設等に医師、看護師、介護福祉士として就職しようとする学生に、奨学金の貸し付けを行います。それぞれ市内で一定期間業務に従事した場合は、奨学金の一部、または全部が免除されます。

問 医学生奨学金・看護師養成奨学金…保険課健康保険係 ☎21 - 0258
介護福祉士養成奨学金…保険課介護保険係 ☎21 - 0299

	医学生奨学金	看護師養成奨学金	介護福祉士養成奨学金
貸付対象者	①医師として市立病院等に就労する意志を持っている医学生 ②医師として就業先を制限する他の奨学金の貸与や給付を受けていない医学生(ただし市内医療機関に限定するものは除きます)	①市内に住所、生活の本拠がある人かその家族。県内に住所があり、市内の学校等に自宅から通学する人 ②保健師助産師看護師法第21条に規定する文部科学大臣の指定した学校、または厚生労働大臣が指定した看護師養成所に在学している人 ③看護師の資格を取得し学校等を卒業した後、市内の医療機関・福祉施設等に看護師として勤務する意志を持っている人	①市内に住所、生活の本拠がある人かその子。県内に住所があり、市内の学校等に自宅から通学する人 ②社会福祉士及び介護福祉士法第39条に規定する文部科学大臣・厚生労働大臣の指定した学校、または厚生労働大臣が指定した養成施設に在学している人 ③介護福祉士の資格を取得し学校等を卒業した後、市内の福祉施設・介護サービス事業所に介護福祉士として勤務する意志を持っている人
受付期間	4月1日(金)から4月28日(木)までの午前8時30分から午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)に、保険課へ申請書を提出してください。郵送の場合は、4月28日(木)の消印まで有効です。ただし、定員に達しない場合は、12月20日(火)まで随時受け付けます。		
貸付金額	月額20万円以内 (無利子で、年4回に分割して貸付)	月額4万4000円 (無利子で、年4回に分割して貸付)	
貸付の決定	審査の上、決定		
貸付期間	大学所定の修業期間 (大学在学中の6年間を限度)	大学、専門学校等の所定の修業期間 (大学4年間、専門学校3年間等を限度)	
返還	臨床研修等を修了後、または大学を退学等した場合には、10年以内に返還しなければなりません。	卒業後1年を経過、または看護師学校を退学等した場合には、貸与期間の3倍に相当する期間中に返還しなければなりません。	卒業後1年を経過、または学校を退学等した場合には、貸与期間の3倍に相当する期間中に返還しなければなりません。
猶予	大学を卒業後、臨床研修・専門研修を受講している場合や、市立病院等で医師として業務に従事している場合等は、返還が猶予されます。	卒業後、他の看護師学校に進学している場合や、市内の医療機関等で看護職員の業務に従事している場合等は、申請により返還が猶予されます。	卒業後、市内の事業所等で介護福祉士・介護職員として勤務している場合等は、申請により返還が猶予されます。
免除	市立病院等に医師として一定期間従事した場合は、申請により奨学金の一部、または全部が免除されます。	市内の医療機関・福祉施設等に看護師として一定期間勤務した場合は、申請により奨学金の一部、または全部が免除されます。	市内の事業所等で介護福祉士・介護職員として一定期間勤務した場合は、申請により奨学金の一部、または全部が免除されます。
応募方法	奨学金貸付申請書に推薦調書、在学証明書、学業成績表、応募理由書等を添えて、保険課に提出してください。		

学校教育課からのお知らせ

学生生活を支援します

高梁市奨学生募集

将来、社会に貢献する人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行います。

- ◆応募資格：次の全てに該当する人
- ①本市に本籍を有する人、または奨学金申請時、市内に引き続き5年以上住所を有し、高等学校または大学等に在学する学生
 - ②品行方正にして、学業成績優秀な人
 - ③身体、精神ともに健全で、成業の見込みのある人
- ◆受付期間：4月1日(金)～4月28日(木)
- ◆応募方法：奨学金借入申請書に「出身学校長(新1年生)、または在学学校長(その他の学生)の推薦書」「入学許可証の写し、または在学証明書」「家族全員の前年中の所得証明書、確定申告をした人は確定申告書の写し」を添えて、学校教育課に提出してください。



- ◆貸付金額：月額／高等学校生1万8000円、大学等学生4万4000円(無利子)
- ◆貸付の決定：5月下旬に審査の上、決定
- ◆貸付期間：貸付決定年度の4月から当該学校卒業の月まで
- ◆募集定員：高等学校生3人以上、大学等学生5人以内
- ◆奨学金の返還：卒業後、満1年を経過した翌月から、貸与を受けた月数の3倍にあたる期間中に返還すること。
- ※返還免除制度は下記を参照
- ※申請書等は、学校教育課、各地域局に備えています。

奨学金返還免除制度

- 市内居住要件等を満たした人を対象に奨学金の返還免除制度が、平成28年度から始まります。
- ◆申請資格：高梁市奨学金を返還中で、次の全てに該当する人
- ①平成26年4月2日以前から市内に居住(実際に生活)している人
 - ②奨学金の返還、市税等を完納している人
- ◆免除額：奨学金の貸付額を12で除した金額を上限とし、毎年決定します
- ◆免除期間：平成28年4月～平成29年3月
- ※翌年度以降も継続して免除を受けたい場合は、毎年の申請が必要です。
- ※申請書等は、奨学金返還者に直接郵送します。

問 学校教育課総務係 ☎21・1500

市民課からのお知らせ

4月6日(水)～15日(金)

春の交通安全県民運動

「あの道この道慣れた道 安全確認もう一度」をスローガンに、春の交通安全県民運動が行われます。ドライバーはもちろん、全ての人が交通事故に遭わないよう安全な行動を心がけましょう。

- ◆重点目標
- ▽自転車の安全利用の推進
 - ▽後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ▽飲酒運転の根絶
 - ▽合図の徹底(進路変更3秒前・交差点等右左折時30m手前の合図遵守)
 - ▽信号の厳守(赤色・黄色信号は止まれ)の遵守
 - ▽スピードダウンの励行
- 問 市交通安全対策協議会(市民課内) ☎21・0254